

表1 支援費制度の対象サービス

	居宅サービス	施設サービス
身体障害者に関するサービス	身体障害者居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業(ショートステイ)	身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設
知的障害者に関するサービス	知的障害者居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業(ショートステイ)知的障害者地域生活援助事業(グループホーム)	知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 知的障害者通勤寮
障害児に関するサービス	児童居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)児童デイサービス事業、児童短期入所事業(ショートステイ)	

表2 居宅サービス申請受付スケジュール

地域	西原町・緑町・谷戸町・北原町・東伏見・ひばりが丘・ひばりが丘北・栄町・北町・下保谷	田無町・芝久保町・新町・中町・東町・泉町・住吉町	南町・向台町・柳沢・保谷町・富士町
通知	10月20日までに	11月中	12月中
申請時期	10月・11月	12月	15年1月

施設サービス利用者には15年3月ごろまでに個別に通知

10月21日
から

支援費支給申請の受け付けを開始します

来年の4月から始まる支援費制度は、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの実現をめざす障害者福祉の新しい仕組みです。この支援費支給申請の受け付けを、10月21日から開始します。そこで、相談・申請からサービスの利用までの流れをご紹介します。

相談・申請

支援費対象の福祉サービス(表1参照)の利用を希望する方は、ご相談ください。

対象サービス(表1)を現在利用している方で、来年4月以降もサービスを利用する方は、来年3月まで(施設サービスは経過措置があります)で平成16年3月までに支給決定を受ける必要があります。対象となる方には、表2のとおり、地域ごとに個別にお知らせします。通知が届いてから、ご来庁ください。

受付開始日 10月21日(月)
受付場所 障害福祉課 田無庁舎1階、保谷庁舎保健福祉総合センター1階
申請者 支援費対象サービスを必要とする心身に障害を持った方またはその代行者・代理人

決定

市は訪問調査等を行い、利用者希望の障害の種類・程度や介護者の状況等について検討し、支給が適切と認められたときは支給決定をします。決定を受けると支給者証が交付されます。

決定事項

○居宅サービス：支援の種類・支給期間・支給量・利用者負担額
○施設サービス：支援の種類・支給期間・障害程度の区分・利用者負担額
利用者負担額は、本人または扶養義務者の負担能力に応じて決まります。

契約・利用

利用者は都道府県の指定を受けたサービス提供事業者等と契約し、サービスを利用します。

支払い

利用者は、サービスの利用後、利用者負担額を事業者に支払います。また、市は利用者が利用したサービスの総額から、利用者負担額を除いた額を支給費として事業者に支払います。

東京都は、平成13年10月に、首都機能を担う東京圏が国内外で果たすべき役割を踏まえて、「東京の新しい都市づくりビジョン」(以下、「ビジョン」といいます)を策定しました。「ビジョン」に基づき、東京圏の集積のメリットを生かす多機能集約型の都市構造の形成と、東京の都市再生をいっそう推進するため、今後2年余りをかけて、用途地域の見直しを行います。

これにより西東京市でも、東京都の依頼を受けて、新たな用途地域の素案を作成することになりました。

今後、具体的な作業にあたっては、東京都が策定した用途地域等に関する指定方針及び指定基準を基本として、併せて市民の皆さんのご意見などをお聞きしながら進めていきます。

東京都の指定方針・基準については
東京都ホームページ
(http://www.toshikei.metro.tokyo.jp/kanko/area_ree/index.html)に掲載されています。

用途地域とは 都市には、住宅・工場・店舗・事務所・公共施設など多種多様な建物があります。都市としての将来あるべき姿を想定して、それぞれの地域の特徴・性格・道路の配置状況等を考慮し、これらの建物が無秩序に建てられることのないよう、地域ごとに建物の使われ方や形態(住居・店舗・事務所・工場等)を定めるものが用途地域です。現在、用途地域は12種類あり、西東京市では11種類が指定されています。

また、用途地域に併せて、建ぺい率・容積率・高度地区・防火および準防火地域等が指定されますが、これらをまとめて、「用途地域等」といいます。

「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」が策定され、今後、この指定方針及び指定基準に基づいて、用途地域等の指定が行われます。

今後の予定
用途地域の見直し素案作成に際しては、市民の皆さんの

ご意見をお聞きしながら、作業を進めます。来年2月ごろに市内各所で説明会を開催する予定です。説明会の開催日程等は、来年1月ごろ市報でお知らせします。市としての最終的な原案をまとめ、東京都に提出するのは、平成15年7月ごろの予定です。

その後、東京都は、各区市町村の原案をもとに、東京都案を作成し、平成16年度に変更告示をする予定です。

詳しくはお問い合わせを。
都市計画課(☎区内線241)

第2回 西東京市民まつりを開催

第2回西東京市民まつり実行委員会と西東京市では、次の日程で市民まつりを開催します。詳しくは、11月1日号の市報でお知らせします。

とき 11月9日(土)午後1時～午後5時
10日(日)午前9時30分～午後4時

ところ ひばりが丘団地野球場・市営ひばりが丘運動場
西東京市民まつり実行委員会、生活文化課(☎区内線141) 産業振興課(☎区内線144)



市民を対象としたスポーツ教室を計画している団体はご相談ください

市民の健康増進および青少年の健全育成を図ることを目的として、過去に3年以上スポーツ活動を行っている団体で、スポーツ教室を定期的に計画している団体には、教室の確保を支援します。

対象 地域スポーツの基本的な技術を市民に指導するため、スポーツ教室等の活

動にスポーツ施設を利用する団体 市内の各種スポーツ団体 および市体育協会加盟団体で10人以上の市民で構成されている団体

相談のうえ、基準を満たしている団体は、申請書等の提出が必要となります。

事業計画書
申請書類 申請書
(金) 日火) 11月29日
相談期間 10月15日

指定の申請書等は、保谷庁舎4階スポーツ振興課で配布します。

スポーツ振興課(☎区内線2715)



生ごみ減量化処理機器購入費を助成

助成金は、生ごみ減量化処理機器は1世帯1基、コンボスト容器・EM容器等は1世帯2基までです(ただし、交付決定後5年間は助成することはできません)。

申請方法 印鑑、領収書、銀行名、口座番号等をメモしたものを持参し、ごみ減量化推進課(保谷庁舎1階)へ

補助金額 購入価格の2分の1(消費税除く)、上限補助金額3万円

ごみ減量化推進課(☎区内線2221～2223)

油・断・快適 下水道

下水道に油を流さないうで、下水道に油を流すと、下水道管の中で固まってしまった油がオイルボールになり、悪臭の原因となります。固まった油がオイルボールになり、処理場の機能を著しく害します。

環境を守るには、下水道を利用する皆さんの協力が不可欠です。一人ひとりが、排水のマナーを守ることで、大きな改善効果が得られます。

下水道課(☎区内線2486)

「みんなのたまるく学習帳」を差し上げます

多摩北部都市広域行政協議会(西東京市・小平市・東村山・清瀬市・東久留米市)では、圏域5市をより知っていただくための多摩六都圏域ガイド「みんなのたまるく学習帳」を作成しました。各市のおすすすめポイントや活用できる情報がたくさん載っています。身近にありながら知らなかったことが再発見できるかも!

配布場所 田無庁舎・保谷庁舎総合案内、各公民館・図書館

企画課(☎区内線1115)

